

**日本政府の新型コロナウイルス感染症対策
(ギリシャから日本入国時の3日間待機と3日目検査の解除)**

2021年11月5日
在ギリシャ日本国大使館

1 これまで日本政府による水際対策の一環で、ギリシャから日本へ入国する際には、必要条件を満たした有効なワクチン接種証明書（写し）を検疫所に提出する場合を除き、検疫所が指定する宿泊施設で3日間待機が求められるとともに、入国後3日目に改めて検査を行い、陰性と判定された場合には当該施設を退所し、その後、残り11日間は自宅等での待機が求められていました。

2 本日、日本政府はギリシャに対する上記1の指定解除を発表しました。11月8日以降、ギリシャから日本へ入国する場合は、検疫所への有効なワクチン接種証明書（写し）の提出有無に関わらず、検疫所が指定する宿泊施設での3日間待機、及び入国後3日目の検査については不要となります。
なお、入国後14日間の自宅等待機につきましては、一部の短縮措置が適用される場合を除き、従来通り求められます。

詳細につきましては、以下のサイトをご確認ください。

■厚生労働省のサイト

<https://www.mhlw.go.jp/content/000851966.pdf>

■外務省のサイト

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2021C138.html

在ギリシャ日本国大使館（領事部）

Embassy of Japan in Greece

46, Ethnikis Antistasseos St. , 152 31 Halandri

TEL : 210-670-9910, 9911 FAX : 210-670-9981

H P : <http://www.gr.emb-japan.go.jp>

e-mail : consular@at.mofa.go.jp